

防犯カメラ・防犯灯の設置補助を拡充します

現在、全国各地で「闇バイト」に絡む強盗・詐欺事案をはじめとした悪質で凶悪な事件が頻発しており、地域の防犯のための「防犯カメラ・防犯灯」の重要性が高まっています。

岡山市で助成している、地域における自主的な「防犯カメラ・防犯灯」の設置に要する経費の一部について、自助・共助・公助による地域防犯力を強化するため、国等の補助金を活用し「防犯カメラ・防犯灯」設置補助の拡充を行い、設置促進を図ることで、安全・安心なまちづくりを推進します。

◎ 防犯カメラ

令和6年度まで

- 補助限度額：《新規》 上限 20 万円
《更新》 上限 20 万円
- 補助率：2/3 以内



令和7年度

- 補助限度額：《新規》 上限 **30 万円**
《更新》 上限 20 万円
- 補助率：上限までの実績額

◎ 防犯灯

令和6年度まで

- 補助限度額
 - 《新設・添架》 上限 1 万円
 - 《新設・専用柱》 上限 6 万円
 - 《取替》 上限 1 万円
- 補助率
 - 《新設・添架》 上限までの実績額
 - 《新設・専用柱》 2/3 以内
 - 《取替》 上限までの実績額



令和7年度

- 補助限度額
 - 《新設・添架》 上限 **3 万円**
 - 《新設・専用柱》 上限 **11 万円**
 - 《取替》 上限 **2 万円**
- 補助率
 - 《新設・添架》 上限までの実績額
 - 《新設・専用柱》 上限までの実績額
 - 《取替》 上限までの実績額

◎「防犯カメラ・防犯灯」設置補助制度の内容

	防犯カメラ	防犯灯
対象団体	町内会・自治会、その他地域的な共同活動を行う住民団体	単位町内会又は学区・地区連合町内会で市町内会名簿に登録されている住民団体
対象物	地域における犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路等の公共空間を撮影するもの	市が管理している道路を照明するための防犯灯で、他の光源との間隔が概ね30m以上
対象経費	カメラ本体等の機器、専用ポール等、表示板、その他必要な経費（更新の場合は撤去費用を含む）	消費電力20W未満のLEDなどの省エネタイプ （専用柱が必要な場合は経費に含む）
補助限度額と補助率	- 新規：上限30万円 - 更新：上限20万円 - 補助率：上限までの実績補助	- 新設：上限3万円 （専用柱が必要な場合は上限11万円） - 取替：上限2万円 - 補助率：上限までの実績補助
補助対象数の上限	新規・更新合わせて1団体につき、3台まで ※予算額に達しない場合は追加で募集を行います。	- 新設：10灯まで - 取替：3灯ないしは町内会所有の防犯灯数が40灯を超える場合はその1/10（故障の場合は制限なし）
申請受付期間	第1期：令和7年4月1日～令和7年9月30日 ※先着順です。予算額に達しない場合は追加で募集を行います。なお、申請台数が予算額に達した場合、今年度事業は終了します。	新設：令和7年4月1日～令和8年1月末 取替：令和7年4月1日～令和8年3月末 ※先着順です。申請台数が予算額に達した場合、今年度事業は終了します。なお、3月末までに設置が完了する必要があります。
問い合わせ・申請窓口	各区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室	- 各区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室（各支所管内を除く） - 各支所 産業建設課（支所管内のみ）
北区管内	- 北区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 - TEL（086）803-1656	- 支所管内以外は左と同じ - 御津支所 産業振興課 TEL（086）724-1114 - 建部支所 産業建設課 TEL（086）722-1113
中区管内	- 中区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 - TEL（086）901-1602	左と同じ
東区管内	- 東区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 - TEL（086）944-5038	- 支所管内以外は左と同じ - 瀬戸支所 産業建設課 TEL（086）952-1115
南区管内	- 南区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 - TEL（086）902-3502	- 支所管内以外は左と同じ - 灘崎支所 産業建設課 TEL（086）902-3502

令和7年度岡山市防犯カメラ設置支援事業補助金の概要

岡山市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目指して、地域における自主的な防犯活動に対する取り組みを支援するため、防犯カメラを新規設置や更新設置する場合に要する経費の一部を助成します。

<対象団体>

町内会、自治会、その他地域的な共同活動を行う住民団体

<対象となる防犯カメラ>

地域における犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路等の公共空間を撮影するもの。

※地元の警察や小学校とも十分協議し、設置場所を決定してください。

<補助対象となる経費>

新規設置や更新設置する場合、次に掲げる購入費又は賃借料及び工事に係る経費

- ① 防犯カメラを構成する機器に要する経費
- ② 防犯カメラを設置するための専用ポール等に要する経費
- ③ 防犯カメラを設置している旨の表示に要する経費
- ④ その他必要な経費（更新設置の場合における撤去費用を含む。）

※補助対象経費には、カメラ本体に係る経費が必ず含まれるものとします。

<更新設置の主な補助要件>

防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、6年を経過していること。
⇒（令和7年度は、平成26年度～平成30年度に当該補助事業を活用して設置した防犯カメラが対象）

※平成29、30年度は補助を実施していませんが、6年の考え方の都合上記載しています。

<補助率及び補助額の上限>

- ・ 補助率：上限までの実績額
- ・ 補助額の上限：（新規設置）防犯カメラ1台につき30万円
（更新設置）防犯カメラ1台につき20万円

<申請受付期間>

第1期：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）

第2期：令和7年10月1日（水）～12月26日（金）

※先着順です。第1期終了時に予算額に達しない場合は、第2期の募集を行います
が、予算額に達した場合、今年度の事業は終了します。

※実績報告書の提出期限は、令和8年2月2日（月）です。

期限までに、添付書類等に不備があり受理できなければ、補助の対象とはなりませんので、余裕をもってご提出ください。

<補助対象台数の上限>

第1期：新規設置・更新設置合わせて1団体につき、3台／年まで

第2期：第1期の申請状況を踏まえ決定し、第2期が始まる前にご案内します。

<問い合わせ・申請窓口>

各区役所 総務・地域振興課

※郵便や電子メールによる提出も可能ですが、電子メールの場合は確認のため必ずお電話を頂きますようお願いいたします。

防犯カメラ設置場所	窓口及び電話番号
北区管内 (御津・建部支所管内を含む)	北区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 803-1656 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 ✉ kita-soumu@city.okayama.lg.jp
中区管内	中区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 901-1602 〒703-8544 岡山市中区浜三丁目7番15号 ✉ nakakusoumu@city.okayama.lg.jp
東区管内 (瀬戸支所管内を含む)	東区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 944-5038 〒704-8555 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 ✉ higashikusoumu@city.okayama.lg.jp
南区管内 (灘崎支所管内を含む)	南区役所総務・地域振興課 区まちづくり推進室 TEL (086) 902-3502 〒702-8544 岡山市南区浦安南町495番地5 ✉ minamikusoumu@city.okayama.lg.jp



申請の手引き・申請書類については、岡山市生活安全課のホームページから印刷できます。(ネット環境がない方、印刷できない方は最寄りの区役所総務・地域振興課までお問い合わせください。)

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000021152.html>

市民協働局市民生活部 生活安全課交通安全防犯室

電話 086-803-1106 (直通)



令和 7 年度 岡山市防犯灯設置支援事業（概要）

町内会が新規に防犯灯を設置する場合及び現に町内会が維持管理している防犯灯が経年による劣化又は自然災害等による故障により取り替える場合について、申請により、その費用に対して一定の条件のもと補助金を交付します。（岡山市防犯灯設置等補助金）

※防犯灯とは…ＬＥＤ防犯灯など省エネタイプの防犯灯（２０Ｗ未満）です。

1 補助対象団体

単位町内会又は学区・地区連合町内会（岡山市町内会名簿に登録されている団体）

2 補助要件

- ① 消費電力２０Ｗ未満のＬＥＤなどの省エネタイプの防犯灯を新規に設置又は取り替える場合に、１灯目から予算の範囲内で補助します。
- ② 既存の電柱等に防犯灯を新規に設置するもの及び新たに専用柱を設置する場合の補助灯数の上限は、補助対象団体１団体当たり年間１０灯以内です。
- ③ 町内会が維持管理している防犯灯を取り替える場合の補助灯数の上限は、以下の通りです。
 - ・不点灯やセンサー故障などに伴う「故障による取替」は無制限
 - ・設置して８年経過した防犯灯の計画的な取り替えである「経年劣化による取替」は、現に町内会が維持管理している防犯灯が４０灯以上の場合は、全体灯数の１０分の１以内とし、その他の町内会は、３灯以内
- ④ 市が管理している道路を照明するために新たに設置又は取り替える防犯灯が対象です。

※私道などを照らすために設置する防犯灯は対象になりませんのでご注意ください。

※新たに設置又は取り替える防犯灯の維持管理費は、町内会のご負担になります。

※市では防犯灯設置後のトラブルには対応できませんので、設置場所周辺の方々へは十分ご説明をいただき、町内会の総意として設置してください。
- ⑤ 新たに設置する防犯灯又は取り替える防犯灯は、道路照明灯やその他の道路を照らす光源との間隔が、概ね３０ｍ以上あることが必要です。ただし、道路のカーブ部分、見通しの悪い交差点付近、道路の勾配が急激に変化する場所などで防犯灯の明かりが届きにくいと認められる場合は補助の対象とします。
- ⑥ 設置場所や補助申請手続き等、詳細についてのご相談は、事前に各区役所・支所窓口までお願いします。（裏面参照）

3 補助金額等

(1) 既存の電柱等に新たに防犯灯を設置する場合

防犯灯 1 灯当たりの補助限度額は 30,000 円です。

(2) 専用柱を新たに設置し、防犯灯を設置する場合

防犯灯 1 灯当たりの補助限度額は 110,000 円です。

(※ 1 年度における補助対象灯数は、(1)、(2) 合わせて 1 町内会当たり 10 灯以内)

(3) 既存の電柱等の防犯灯を取り替える場合

防犯灯 1 灯当たりの補助限度額は 20,000 円です。

(※ 1 年度における補助対象灯数は、2③を参照)

※防犯灯の不点灯に伴う取替に限り、防犯灯取替後の補助金申請が可能です。防犯灯取替前に区役所・支所と事前協議（電話対応可）を行う必要があります。

4 補助金申請・交付手続き

○ 申請受付期間

- ・新設の場合 … 毎年度 1 月 31 日まで
- ・取替の場合 … 毎年度 3 月 31 日まで（ただし、3 月 31 日までに事業が完了すること）

○ 申請する場合は、下記の窓口へ事前にご相談いただき、申請してください。

（交付申請に必要な書類）

- ・新設取替共通 … 交付申請書、事業計画書、見積書の写し、位置図など

※上記のほか、設置場所や灯数によっては別途必要な書類があります。

※申請の手引き・申請書類については、岡山市生活安全課のホームページに掲載しています。<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000016711.html>

【問い合わせ・申請窓口】

防犯灯設置場所	窓口及び電話番号
北区管内 (御津・建部支所管内を除く)	北区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 803-1656
御津支所管内	御津支所 産業建設課 (086) 724-1114
建部支所管内	建部支所 産業建設課 (086) 722-1113
中区管内	中区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 901-1602
東区管内 (瀬戸支所管内を除く)	東区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 944-5038
瀬戸支所管内	瀬戸支所 産業建設課 (086) 952-1115
南区管内 (灘崎支所管内を除く)	南区役所 総務・地域振興課 区まちづくり推進室 (086) 902-3502
灘崎支所管内	灘崎支所 産業建設課 (086) 363-5203